

人事委員会年報

(平成28年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	5
3 条例案に対する意見	7
4 人事委員会主要行事	8

第2 任用関係業務

1 職員の採用	9
（1）職員採用試験等の実施状況	9
（2）主な採用試験日程及び試験会場	13
（3）受験資格等	14
（4）採用選考の状況	15
（5）広報活動等	15
（6）危機管理等	16
2 職員の昇任	17
3 臨時的任用	17

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	19
（1）職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
（2）職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
（1）調査の目的及び調査対象事業所等	20
（2）職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
（1）職員の給与に関する報告（内容抜粋）	22
（2）勧告（内容抜粋）	25
（3）人事行政における当面の諸課題に関する報告（内容抜粋）	27
4 職員の給与制度改定の動き	32

第4 審査関係業務

1 公平審査	33
（1）不利益処分に関する審査請求	33
（2）勤務条件に関する措置の要求	34
2 職員からの苦情相談	35
3 職員団体等	36
（1）職員団体の登録	36
（2）管理職員等の範囲の指定	37
4 労働基準監督機関としての職権行使	42

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

平成28年度の人事委員会は24回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	28. 4. 5 (火)	〔付議事項〕 1 裁決取消請求事件及び懲戒処分取消事件（平成27年（行ウ）第27号・第28号の指定代理人の変更について（不起立事案（県立学校）） 〔報告事項〕 1 平成28年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	28. 4. 21 (木)	〔付議事項〕 1 初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 2 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成28年度第1回広島県警察官採用試験の申込者数について 2 平成28年職種別民間給与実態調査について 3 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第3回	28. 5. 19 (木)	〔付議事項〕 1 職員の採用選考等について 2 一般職の任期付職員の採用について 3 「管理職員等の範囲を定める規則」の一部改正について 〔報告事項〕 1 平成28年度第1回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 2 平成28年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 3 平成28年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の試験区分及び採用予定人員等について 4 平成28年度十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
第4回	28. 6. 23 (木)	〔付議事項〕 1 県の課長相当職以上への昇任選考について 2 職員の採用選考について 3 コンピテンシー面接の見直しについて 4 不利益処分に関する審査請求について（平成28年（不）第1号事案） 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 職員の採用選考について 2 平成28年度広島県職員採用試験（大学卒業程度・第1回社会人経験者等）の申込者数について 3 平成28年度第1回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 4 平成28年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の採用計画について 5 平成28年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について 6 平成28年度第2回広島県警察官等採用試験の採用計画について 7 平成28年4月の昇給の状況について 8 全人連総会の概要について
第5回	28. 7. 14 (木)	〔付議事項〕 1 「警察官の技科指導員の職への採用選考実施要領」の一部改正について 2 不利益処分に関する審査請求の受理について（県立学校教員人事異動事案） 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者について 2 平成28年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の第1次試験合格者について 3 平成28年職種別民間給与実態調査の実施状況について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第6回	28. 8. 2 (火)	〔付議事項〕 1 平成28年度第1回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（大学卒業程度【行政（一般事務）B】）の第2次試験合格者について 2 平成28年6月の勤勉手当の支給状況について 3 職員団体からの要請について
第7回	28. 8. 17 (水)	〔付議事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係）について 2 人事委員会勧告作業日程について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の第2次試験合格者について 2 警察本部の採用選考について 3 全国人事委員会連合会役員会の概要
第8回	28. 8. 23 (火)	〔付議事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の試験区分及び採用予定人員等について 2 教職員組合から全国人事委員会連合会への要請（教員給与関係）について
第9回	28. 9. 5 (月)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成28年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 2 職員団体からの申し入れについて
第10回	28. 9. 12 (月)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について 2 平成28年度第2回広島県警察官採用試験の申込者数について 3 職員団体との協議等について
第11回	28. 9. 20 (火)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 職員団体との協議等について
第12回	28. 9. 29 (木)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成28年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の第1次試験合格者について 2 平成28年度第2回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 3 職員団体との協議等について
第13回	28. 10. 7 (金)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の申込者数について 2 職員団体との協議等について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 14 回	2 8 . 1 0 . 2 5 (火)	〔付議事項〕 1 平成28年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の決定について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について 2 平成28年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 3 平成28年各都道府県の給与勧告等の状況について
第 15 回	2 8 . 1 1 . 1 7 (木)	〔付議事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について 2 平成28年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 3 不利益処分に関する審査請求に係る審理の終了について（県立学校教員人事異動事案） 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第1次試験合格者について
第 16 回	2 8 . 1 1 . 2 9 (火)	〔付議事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の最終合格者の決定について 2 人事委員会指令（通勤手当の運用方針）の一部改正について 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」の開催について
第 17 回	2 8 . 1 2 . 6 (火)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について
第 18 回	2 8 . 1 2 . 1 6 (金)	〔付議事項〕 1 広島県の機関に勤務していた者の採用（再採用）について 2 人事委員会規則・指令の一部改正等について
第 19 回	2 9 . 1 . 1 3 (金)	〔付議事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（総合土木）実施計画について 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」の実施状況について
第 20 回	2 9 . 2 . 6 (月)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正等について 2 不利益処分に関する審査請求に係る証拠調べの申立ての却下等について（不起立事案（小中学校）） 〔協議事項〕 1 平成29年度採用試験制度の見直しについて 2 不利益処分に関する審査請求の裁決について（県立学校教員人事異動事案） 3 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（総合土木）の第1次試験実施状況について 2 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第 21 回	2 9 . 2 . 1 6 (木)	〔付議事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験実施計画について 2 警察本部の採用選考について 3 警察本部の参事官相当職等（公安職・行政職）への昇任選考について 4 条例案に係る意見について 5 不利益処分に関する審査請求の裁決について（県立学校教員人事異動事案） 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（総合土木）の第1次試験合格者について 2 平成29年度第1回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人数について 3 平成28年度職員採用ガイダンス等の開催について 4 職員団体からの春闘要求について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 22 回	2 9 . 3 . 1 (水)	〔付議事項〕 1 平成28年度広島県職員採用試験（総合土木）の最終合格者の決定について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について 3 不利益処分に関する審査請求に係る審理の終了について（不起立事案（小中学校）） 〔報告事項〕 1 平成28年度事業所調査の結果について
第 23 回	2 9 . 3 . 1 5 (水)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 県の課長相当職以上への昇任選考について 3 警察本部の採用選考について 4 職員の採用選考等について 5 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 人事委員会日程について 〔報告事項〕 1 警察本部の参事官相当職等（公安職・行政職）への昇任選考に係る資料の訂正について 2 職員団体からの要請について
第 24 回	2 9 . 3 . 3 0 (木)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求に係る口頭審理の実施について（不起立事案（小中学校）） 〔報告事項〕 1 平成28年度広島県職員採用ガイダンス等の実施状況について

付議事項 4 3 件
協議事項 2 0 件
報告事項 5 4 件
合 計 1 1 7 件

2 人事委員会規則の制定・改廃

平成 28 年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 28. 4. 1 公布・施行	広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法等の改正に伴う所要の改正
平 28. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設等に伴う所要の改正
平 28. 4. 1 公布・施行	広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令	地方公務員法の改正及び給与制度の見直し等に伴う所要の改正
平 28. 4.28 公布・施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	独立行政法人の名称変更に伴う所要の改正
平 28. 4.28 公布・施行	職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則	休業期間の再度の延長ができる特別の事情について国に準じた所要の改正
平 28. 4.28 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 28. 4.28 公布・施行	豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 28. 6. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	情報戦略総括監の設置に伴う所要の改正
平 28.12.21 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	平成 28 年給与改定に伴う所要の改正
平 28.12.21 公布 平 29. 1. 1 施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	雇用保険法改正に伴う所要の改正
平 28.12.21 公布・施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成 28 年給与改定に伴う所要の改正
平 28.12.21 公布・施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 28 年給与改定に伴う所要の改正
平 28.12.21 公布 平 29. 1. 1 施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	「子」の範囲の拡大及び非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に伴う所要の改正
平 28.12.21 公布 平 29. 1. 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	第 1 号介護休暇の分割、介護時間の新設、「子」の範囲の拡大等に伴う所要の改正
平 28.12.21 公布・施行	一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	任期付研究員業績手当の支給日の見直しに伴う所要の改正
平 28.12.21 公布・施行	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	特定任期付職員業績手当の支給日の見直しに伴う所要の改正
平 29. 2.16 公布 平 29. 4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の次席及び警察署の次長に対する管理職手当の支給に伴う所要の改正
平 29. 2.16 公布 平 29. 4. 1 施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編による職の設置に伴う所要の改正
平 29. 3. 9 公布 平 29. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	平成 28 年給与改定に伴う所要の改正 (扶養手当関係)
平 29. 3.22 公布 平 29. 4. 1 施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	退職手当の調整額区分の見直しに伴う所要の改正
平 29. 3.22 公布 平 29. 4. 1 施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則	義務教育学校の設置に伴う所要の改正
平 29. 3.22 公布 平 29. 4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 29 年度組織改正等に伴う所要の改正

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平29.3.22 公布 平29.4.1 施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	児童福祉法の改正に伴う所要の改正
平29.3.22 公布 平29.4.1 施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先法人の追加に伴う所要の改正
平29.3.22 公布 平29.4.1 施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	平成 29 年度組織改正等に伴う所要の改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成28年度に意見を求められた条例案4件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
平成28年 12月6日	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	
	職員給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	職員の育児休業等に関する条例の一部改正	
市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案		

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成28年 4月	4. 5 第1回人事委員会 4. 2 1 第2回人事委員会	4. 1 2 全国人事委員会連合会役員会 4. 2 5 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・局長会議	
5月	5. 1 9 第3回人事委員会	5. 2 3 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議	
6月	6. 2 3 第4回人事委員会	6. 1 0 全国人事委員会連合会総会	
7月	7. 1 4 第5回人事委員会	7. 2 1・2 2 公平審査事務研修会	
8月	8. 2 第6回人事委員会 8. 1 7 第7回人事委員会 8. 2 3 第8回人事委員会	8. 9 全国人事委員会連合会役員会	8. 1 大卒程度2次試験 ～8. 9 (面接: 9日間) 8. 8 大卒程度3次試験 ～8. 9 (面接・行政一般事務B)
9月	9. 5 第9回人事委員会 9. 1 2 第10回人事委員会 9. 2 0 第11回人事委員会 9. 2 9 第12回人事委員会		
10月	10. 7 第13回人事委員会 10. 2 5 第14回人事委員会		10. 7 人事委員会勧告
11月	11. 1 7 第15回人事委員会 11. 2 9 第16回人事委員会		
12月	12. 6 第17回人事委員会 12. 1 6 第18回人事委員会		
平成29年 1月	1. 1 3 第19回人事委員会		
2月	2. 6 第20回人事委員会 2. 1 6 第21回人事委員会	2. 3 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 1 第22回人事委員会 3. 1 5 第23回人事委員会 3. 3 0 第24回人事委員会		3. 3 0 口頭審理

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 24回 ●人事委員会協議会関係 7回
●口頭審理 1回

任用關係事務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

平成28年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成28年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成28年度				平成27年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント	
									(人)	増減率	(人)	増減率	(人)	増減率		
競 争 試 験	大学卒業程度	1,076	725	141	5.1	1,125	763	144	5.3	△ 49	△ 4.4	△ 38	△ 5.0	△ 3	△ 2.1	△ 0.2
	うち行政	409	287	68		428	291	69		△ 19	△ 4.4	△ 4	△ 1.4	△ 1	△ 1.5	
	大卒程度第1回社会人	784	533	79	6.7	846	588	91	6.5	△ 62	△ 7.3	△ 55	△ 9.4	△ 12	△ 13.2	0.2
	うち行政	319	225	46		345	236	51		△ 26	△ 7.5	△ 11	△ 4.7	△ 5	△ 9.8	
	大卒程度第2回社会人	161	127	13	9.8	145	106	11	9.6	16	11.0	21	19.8	2	18.2	0.2
	うち行政	47	34	6		36	26	2		11		8		4		
	短大卒業程度	148	116	11	10.5	130	95	7	13.6	18	13.8	21	22.1	4	57.1	△ 3.1
	うち行政	46	33	6		35	25	2		11		8		4		
	大卒程度第2回社会人	215	147	15	9.8	169	125	12	10.4	46	27.2	22	17.6	3	25.0	△ 0.6
	うち行政	52	36	2		46	36	4		6		0		△ 2		
	短大卒業程度	215	147	15	9.8	169	125	12	10.4	46	27.2	22	17.6	3	25.0	△ 0.6
	うち行政	52	36	2		46	36	4		6		0		△ 2		
	短大卒業程度					112	79	8	9.9	△ 112		△ 79		△ 8		
	うち行政					98	68	7		△ 98	△ 100.0	△ 68	△ 100.0	△ 7	△ 100.0	△ 9.9
	高校卒業程度	256	186	39	4.8	203	156	38	4.1	53	26.1	30	19.2	1	2.6	0.7
	うち行政	131	95	27		108	86	27		23	21.3	9	10.5	0	0.0	
	うち行政	241	179	35	5.1	193	151	36	4.2	48	24.9	28	18.5	△ 1	△ 2.8	0.9
	うち行政	128	94	27		107	86	27		21	19.6	8	9.3	0	0.0	
	小計	1,708	1,185	208	5.7	1,754	1,229	213	5.8	△ 46	△ 2.6	△ 44	△ 3.6	△ 5	△ 2.3	△ 0.1
	うち行政	639	452	103		716	507	109		△ 77	△ 10.8	△ 55	△ 10.8	△ 6	△ 5.5	
うち行政	1,388	975	140	7.0	1,338	959	146	6.6	50	3.7	16	1.7	△ 6	△ 4.1	0.4	
うち行政	545	388	81		533	383	84		12	2.3	5	1.3	△ 3	△ 3.6		
第1回警察官(男性)	1,477	1,067	129	8.3	1,401	1,006	136	7.4	76	5.4	61	6.1	△ 7	△ 5.2	0.9	
第2回警察官(男性)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
第1回警察官(女性)	1,007	527	55	9.6	998	547	57	9.6	9	0.9	△ 20	△ 3.7	△ 2	△ 3.5	0.0	
第2回警察官(女性)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
警察少年育成官	530	332	31	10.7	439	294	20	14.7	91	20.7	38	12.9	11	55.0	△ 4.0	
警察少年育成官	530	332	31		439	294	20		91	20.7	38	12.9	11	55.0		
警察少年育成官	337	126	18	7.0	318	150	29	5.2	19	6.0	△ 24	△ 16.0	△ 11	△ 37.9	1.8	
警察少年育成官	337	126	18		318	150	29		19	6.0	△ 24	△ 16.0	△ 11	△ 37.9		
警察少年育成官					35	21	2	10.5	△ 35	△ 100.0	△ 21	△ 100.0	△ 2	△ 100.0	△ 10.5	
警察少年育成官					15	11	1		△ 15	△ 100.0	△ 11	△ 100.0	△ 1	△ 100.0		
競争試験計	5,059	3,237	441	7.3	4,945	3,247	457	7.1	114	2.3	△ 10	△ 0.3	△ 16	△ 3.5	0.2	
競争試験計	1,506	910	152		1,488	962	159		18	1.2	△ 52	△ 5.4	△ 7	△ 4.4		
選 考 試 験	身体に障害のある人を対象とした試験	22	20	7	2.9	17	15	7	2.1	5	29.4	5	33.3	0	0.0	0.8
	職業訓練指導員	10	8	3	2.7	4	3	1	3.0	6	150.0	5	166.7	2	200.0	△ 0.3
	総合土木(追加)	30	14	2	7.0	30	16	3	5.3	0	0.0	△ 2	△ 13	△ 1	△ 33.3	1.7
	警察職員(航空整備士)					2	2	1	2.0	△ 2	皆増	△ 2	皆増	△ 1	皆増	-
	警察職員(情報処理職)					8	7	1	7.0	△ 8	皆増	△ 7	皆増	△ 1	皆増	-
	警察職員(研究員)工業(鑑識工学)					16	12	1	12.0	△ 16	皆増	△ 12	皆増	△ 1	皆増	-
	警察官(術科指導員)	4	4	4	1.0	3	3	2	1.5	1	33.3	1	33	2	100.0	△ 0.5
選考試験計	66	46	16	2.9	80	58	16	3.6	△ 14	△ 17.5	△ 12	△ 20.7	0	0.0	△ 0.7	
合計(競争試験+選考試験)	5,125	3,283	457	7.2	5,025	3,305	473	7.0	100	2.0	△ 22	△ 0.7	△ 16	△ 3.4	0.2	
他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		24	24	1.0		35	35	1.0			△ 11	△ 31.4	△ 11	△ 31.4	0.0
	教育委員会(行政職)		19	19	1.0		20	20	1.0			△ 1	△ 5.0	△ 1	△ 5.0	0.0
	警察本部(警察官等)		52	52	1.0		46	46	1.0			6	13.0	6	13.0	0.0
	計		95	95	1.0		115	115	1.0			△ 20	△ 17.4	△ 20	△ 17.4	0.0

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成28年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成29年4月1日現在)

試験区分	職 種	採用予定人員 名程度	申込者数		第1次試験										第2次試験					最終競争倍率 (B/D)	採用者数 人			
			受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)				合格者率 (C/B)	最終合格者数(D)										
			院	大	短	高	計		院	大	短	高		計	院	大	短	高	計					
大 政	一般事務 A	27	471	31	265	4	1	301	63.9	9	61			70	23.3	69	4	30		34	11.3	8.9	23	
			174	11	97	3		111		2	19			21		20	2	15		17			12	
	一般事務 B	12	154	10	96	2	4	112	72.7	7	47	1		55	49.1	28	3	11		14	12.5	8.0	14	
			63	5	43	1		49		3	25			28		17	2	8		10			10	
	小中学校事務	20	73	2	52		1	55	75.3	2	42		1	45	81.8	42	2	18		20	36.4	2.8	16	
			32	2	23			25		2	15			17		17	2	9		11			9	
	警察事務	10	86	63	2			65	75.6		23			23	35.4	23		11		11	16.9	5.9	7	
			50	38	2			40			14			14		14		8		8			5	
	小 計		69	784	106	415	6	6	533	68.0	18	173	1	1	193	36.2	162	9	70		79	14.8	6.7	60
				319	56	165	4		225		7	73			80		68	6	40		46			36
	学 卒	心 理	3	28	13	7			20	71.4	4	3			7	35.0	7	2	1		3	15.0	6.7	3
				19	7	6			13			3			3		3		1		1			1
社会福祉		2	11	1	10			11	100.0	1	6			7	63.6	7	1	2		3	27.3	3.7	3	
			8		8			8			5			5		5		2		2			2	
衛生(薬学)		4	11	1	10			11	100.0	1	7			8	72.7	7	1	3		4	36.4	2.8	3	
			6	1	5			6			5			5		5	1	2		3			3	
農 業		8	45	15	14			29	64.4	11	6			17	58.6	15	5	4		9	31.0	3.2	8	
			15	6	4			10		4	3			7		6	1	3		4			4	
林 業		6	16	5	7			12	75.0	5	6			11	91.7	10	4	4		8	66.7	1.5	7	
			4	1	1			2		1	1			2		2	1	1		2			2	
畜産一般		1	11	2	5			7	63.6	2	4			6	85.7	6	1			1	14.3	7.0	1	
			8	1	3			4		1	2			3		3								
水 産	2	16	4	4			8	50.0	4	2			6	75.0	5	1	1		2	25.0	4.0	2		
		3	1	1			2		1	1			2		2	1	1		2			2		
工業(化学)	3	25	9	7			16	64.0	4	3			7	43.8	7	2	2		4	25.0	4.0	4		
		5	1	4			5		1	1			2		2	1	1		2			2		
工業(機械)	3	20	4	6			10	50.0	4	3			7	70.0	7	2	2		4	40.0	2.5	3		
		1	1				1		1				1		1	1			1					
工業(電気)	1	19	3	9			12	63.2	2	5			7	58.3	5	1	1		2	16.7	6.0	2		
工業(鉱山工学)	1	7	3	2			5	71.4	2	1			3	60.0	3	1			1	20.0	5.0	1		
		3		2			2		1	1			1		1									
総合土木	9	55	4	28			32	58.2	3	18			21	65.6	20	3	10		13	40.6	2.5	7		
		8		3			3		2				2		2		2		2			1		
建 築	6	28	7	12			19	67.9	7	6			13	68.4	13	5	3		8	42.1	2.4	8		
		10	2	4			6		2	3			5		5	2	1		3			3		
小 計		49	292	71	121			192	65.8	50	70			120	62.5	112	29	33		62	32.3	3.1	52	
			90	21	41			62		11	27			38		37	8	14		22			20	
計			118	1,076	177	536	6	6	725	67.4	68	243	1	1	313	43.2	274	38	103		141	19.4	5.1	112
			409	77	206	4		287		18	100			118		105	14	54		68			56	
社 会 人 経 験 者 等	一般事務	10	148	21	87	3	5	116	78.4	11	32			43	37.1	3	8		11	9.5	10.5	10		
			46	3	27	1	2	33		2	12			14		1			1			6		
	総合土木	2	13	5	4		2	11	84.6	5	3			8	72.7	1	1		2	18.2	5.5	2		
			1		1			1																
	小 計		12	161	26	91	3	7	127	78.9	16	35			51	40.2	4	9		13	10.2	9.8	12	
				47	3	28	1	2	34		2	12			14		1			1			6	
一般事務	10	215	25	112	5	5	147	68.4	10	45			55	37.4	2	13			15	10.2	9.8	15		
		52	3	29	2	2	36		11			11		2	2		2		2			2		
小 計		10	215	25	112	5	5	147	68.4	10	45			55	37.4	2	13		15	10.2	9.8	15		
			52	3	29	2	2	36		11			11		2	2		2		2			2	
高 校 卒	一般事務	4	69		5	2	41	48	69.6	2		9	11	22.9	10	2	3	5	10.4	9.6	5			
			25		3	1	13	17		1		2	3	2	1	1	2		2		2			
	小中学校事務	20	136		5	2	92	99	72.8	2	1	54	57	57.6	57		22	22	22.2	22.2	4.5	17		
			81		1	1	55	57		1	33	34	34		18	18		18		18		14		
	警察事務	5	36		2		30	32	88.9	1		15	16	50.0	16		8	8	25.0	4.0	7			
			22		2		18	20		1	12	13	13		7	7		7		7		6		
小 計		29	241		12	4	163	179	74.3	5	1	78	84	46.9	83	2	33	35	19.6	5.1	29			
			128		6	2	86	94		2	1	47	50	49		1	26	27		27		22		
行政以外	総合土木	2	15		1	1	5	7	46.7	1	1	4	6	85.7	4	1	3	4	57.1	1.8	3			
			3		1			1		1		1												
小 計		2	15		1	1	5	7	46.7	1	1	4	6	85.7	4	1	3	4	57.1	1.8	3			
			3		1			1		1		1												
計		31	256		13	5	168	186	72.7	6	2	82	90	48.4	87	3	36	39	21.0	4.8	32			
			131		6	3	86	95		2	2	47	51	49		1	26	27		27		22		
身 体 に 障 害 の ある 人 を 対 象 と し た 試 験	一般事務	7	22		13		7	20	90.9	12		7	19	95.0	18	6	1	7	35.0	2.9	5			
			8		6		2	8		6		2	8	8	2	1	3		3		2			
	小 計		7	22		13		7	20	90.9	12		7	19	95.0	18	6	1	7	35.0	2.9	5		
			8		6		2	8		6		2	8	8	2	1	3		3		2			
総 計		178	1,730	228	765	19	193	1,205	69.7	94	341	3	90	528	43.8	379	44	134		37	215	17.8	5.6	176
			647	83	275	10	92	460		20	131	2	49	202		162	15	59		27	101		88	

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内職

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

第3表 平成28年度広島県警察官採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2次試験						第3次試験						最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人			
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者数	合格者数(D)					受験者数	最終合格者数(E)						最終合格 率(E/B)		
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計		(C/B)	大	短	高	他		計	(D/B)	大	短				高	他
第1 回 警 察 官	警察官A (男性)	70	892	650			650	72.9	337			337	51.8	256	169			169	26.0	173	101			101	15.5	6.4	62			
	警察官B (男性)	20	585	34	19	364	417	71.3	10	6	74	90	21.6	75	7	2	47	56	13.4	53	2	1	25	28	6.7	14.9	14			
	警察官A (女性)	15	316	228			228	72.2	119			119	52.2	43	32			32	14.0	24	21			21	9.2	10.9	14			
	警察官B (女性)	7	214	4	15	85	104	48.6			30	30	28.8	19			18	18	17.3	16			10	10	9.6	10.4	9			
	計	112	2,007	916	34	449	0	1,399	69.7	466	6	104	0	576	41.2	393	208	2	65	0	275	19.7	266	124	1	35	0	160	11.4	8.7
第2 回 警 察 官	警察官A (男性)	15	493	227			227	46.0	56			56	24.7	53	35			35	15.4	35	16			16	7.0	14.2	16			
	警察官B (男性)	32	514	26	9	265	300	58.4	17	4	109	130	43.3	126	10	1	73	84	28.0	81	4	1	34	39	13.0	7.7	35			
	警察官A (女性)	5	154	56			56	36.4	24			24	42.9	24	15			15	26.8	15	8			8	14.3	7.0	8			
	警察官B (女性)	9	183	4	4	62	70	38.3	3	1	29	33	47.1	26	2		17	19	27.1	19			10	10	14.3	7.0	8			
	計	61	1,344	313	13	327	0	653	48.6	100	5	138	0	243	37.2	229	62	1	90	0	153	23.4	150	28	1	44	0	73	11.2	9.0
警察官総計	173	3,351	1,229	47	776	0	2,052	61.2	566	11	242	0	819	39.9	622	270	3	155	0	428	20.9	416	152	2	79	0	233	11.4	8.8	166
		867	292	19	147	0	458		146	1	59	0	206		112	49	0	35	0	84		74	29	0	20	0	49		39	

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高专を含む。高校の欄に記載の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	46	41	59	81	89	71	105	119	122	118
	人 申込者数 (A)	795 (301)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)	1,125 (428)	1,076 (409)
	人 受験者数 (B)	510 (188)	408 (154)	613 (197)	816 (306)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)	763 (291)	725 (287)
	人 最終合格者数 (C)	58 (24)	50 (25)	77 (29)	105 (39)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)	144 (69)	141 (68)
	% 受験率 (B/A)	64.2	61.3	65.4	56.6	63.7	65.9	60.0	65.9	67.8	67.4
	倍 競争倍率 (B/C)	8.8	8.2	8.0	7.8	7.7	9.2	5.2	4.6	5.3	5.1
	人 採用者数 (D)	50 (20)	43 (20)	68 (27)	88 (31)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)	115 (51)	112 (56)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	24	18	31	42	46	34	57	65	75	69
	人 申込者数 (A)	526 (191)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)	846 (345)	784 (319)
	人 受験者数 (B)	314 (111)	255 (100)	397 (121)	570 (207)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)	588 (236)	533 (226)
	人 最終合格者数 (C)	33 (12)	23 (13)	42 (16)	59 (19)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)	91 (51)	79 (46)
	% 受験率 (B/A)	59.7	56.8	66.8	55.7	62.1	65.2	58.3	64.3	69.5	68.0
	倍 競争倍率 (B/C)	9.5	11.1	9.5	9.7	9.9	13.3	6.6	5.9	6.5	6.7
	人 採用者数 (D)	27 (9)	19 (9)	34 (14)	45 (14)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)	68 (34)	60 (36)

(注) ()内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成28年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・ 申込書配布 開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験 合格発表	第2次試験	第2次試験 合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月1日(火)	3月1日(火) ～ 4月8日(金)	5月8日(日)	5月20日(金)	6月4日(土) ～ 6月5日(日)	6月21日(火)	7月13日(水) ～ 7月20日(水)	8月10日(水)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月17日(火)	5月17日(火) ～ 6月6日(月)	6月26日(日)	7月8日(金)	7月21日(木) ～ 8月9日(火)	—	—	8月19日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
行政 (一般事務B)					7月21日(木) ～ 7月26日(火)	7月29日(金)	8月8日(月) ～ 8月9日(火)	8月19日(金)			広島県庁
第1回 社会人経験者等試験	5月17日(火)	5月17日(火) ～ 6月6日(月)	6月26日(日)	7月15日(金)	7月30日(土) ～ 7月31日(日)	8月5日(金)	8月21日(日)	8月26日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	広島県庁
第2回警察官	7月1日(金)	7月1日(金) ～ 8月26日(金)	9月18日(日)	9月30日(金)	10月8日(土) ～ 10月9日(日)	10月18日(火)	11月4日(金) ～ 11月10日(木)	11月25日(金)	【広島会場】 県立広島大学広島キャンパス、広島県庁 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島県庁
高校卒業程度試験	7月1日(金)	7月1日(金) ～ 9月2日(金)	9月25日(日)	10月14日(金)	10月27日(木) ～ 11月2日(水)	—	—	11月18日(金)	【広島会場】 広島県庁 【福山会場】 東部総務事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人を対象とした試験	7月1日(金)	7月1日(金) ～ 8月18日(木)	9月18日(日)	9月30日(金)	10月12日(水) ～ 10月14日(金)	—	—	10月28日(金)	広島県庁	広島県庁	—
第2回 社会人経験者等試験	9月2日(金)	9月2日(金) ～ 9月27日(火)	10月16日(日)	10月28日(金)	11月12日(土) ～ 11月13日(日)	11月18日(金)	11月27日(日)	12月2日(金)	【広島会場】 広島県庁 【東京会場】 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

平成28年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年 齢 (生年月日)	性 別	学 歴	その他
	大 学 卒 業 程 度	昭和62年4月2日から 平成7年4月1日までに生まれた者と 平成7年4月2日以降に生まれた大卒(卒 見含む)の者	—	_____	
	行政 (一般事務B)	平成2年4月2日から 平成7年4月1日までに生まれた者と 平成7年4月2日以降に生まれた大卒(卒 見含む)の者	—	_____	
	高 校 卒 業 程 度	平成7年4月2日から 平成11年4月1日までに生まれた者	—	_____	
	社 会 人 経 験 者 等	昭和57年4月2日から 平成2年4月1日までに生まれた者	—	_____	
	身体に障害のある人を 対象とした試験	昭和61年4月2日から 平成11年4月1日までに生まれた者	—	_____	※①
第 1 回 警 察 官	昭和59年4月2日から 平成11年4月1日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業 した者又は平成28年3月末日までに卒業見込み の者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※②
		女性	警察官 (女性) B		
第 2 回 警 察 官	昭和59年4月2日から 平成11年4月1日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業 した者又は平成28年3月末日までに卒業見込み の者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※③
		女性	警察官 (女性) B		

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。)

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を平成29年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※③ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

平成28年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

(知事部局)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成28年9月25日(日)	職業訓練指導員	8人	3人
平成29年2月5日(日)	総合土木【追加募集】	14人	2人

(警察本部)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成28年9月1日(木)	警 察 官 術科指導員	4人	4人

(選考試験の計)

受 験 者 数	合 格 者 数
26人	9人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知 事 部 局 等	行 政 職 等	24人	24人
教 育 委 員 会	行 政 職	19人	19人
警 察 本 部	警 察 官 等	52人	52人
計		95人	95人

(注) 任命権者への委任分を除く。知事部局等には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」等の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成29年3月22日に、女性のみを対象とした「広島県職員採用ガイダンス(女子会)」を平成29年3月14日に、県庁講堂にて開催し、それぞれ227名、105名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ(女子会では松井浩美経営戦略部長の講演)、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。それぞれのガイダンスの内容については、人事委員会

のホームページに掲載した。

また、「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」を平成 29 年 1 月 6 日に審理審問室で開催し、93 名が参加して、それぞれの職種の若手職員と意見交換を行った。

エ 試験制度説明会の実施

県内の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説明等を行った。

オ 社会人経験者対象の採用説明会を開催

29 年度から社会人経験者試験の受験資格の年齢制限を廃止（採用時 59 歳まで受験可）したことに伴い、首都圏で広島県への U I J ターンを検討している方などを対象に、平成 29 年 3 月 24 日、25 日に説明会を開催した。両日で 35 名が参加し、採用試験制度の説明の他、実際に東京から U ターンして社会人経験者試験により採用された職員との懇談等も行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

2 職員の昇任

平成28年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	5				5
部 長 相 当 職	21	3	1	1	26
課 長 相 当 職	50	8	1	8	67
担当監・参事相当職	109	16	8	5	138
主 査 相 当 職	105	28	19	5	157
合 計	290	55	29	19	393

(注) 警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者が不在の場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成28.4.1～平成29.3.31	241

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。

給 与 関 係 事 務

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成28年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、28,746人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の59.4%を占め、以下行政職20.7%、公安職18.0%、医療職1.1%、研究職0.9%の順となっている。

(平成28年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		28,746	42.5	20.5	81.6	6.9	11.4	0.0	57.9	42.1
行政職給料表		5,938	43.8	22.6	62.6	12.4	25.0	0.0	66.0	34.0
公安職給料表		5,163	37.9	17.2	62.0	3.8	34.1	0.1	91.4	8.6
教育職給料表(二)(ロ)		4,404	44.6	22.1	95.2	4.2	0.6	-	56.7	43.3
教育職給料表(三)(イ)		12,661	43.0	20.4	93.2	6.7	0.0	-	41.0	59.0
研究職給料表		267	43.9	21.2	99.6	-	0.4	-	82.8	17.2
医療職給料表(一)		40	38.2	14.6	100.0	-	-	-	80.0	20.0
医療職給料表(二)		208	40.8	17.5	88.9	11.1	-	-	27.4	72.6
医療職給料表(三)		65	44.9	22.8	95.4	4.6	-	-	3.1	96.9

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で1,660円(0.4%)増加している。

給料表別に見ると、増加率が最も高いのは研究職給料表で6,292円(1.6%)増加している。

医療職(三)給料表は1.4%減少しているが、他の全ての給料表においては増加している。

給料表	区分	平成28年(A)	平成27年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		395,947 円	394,287 円	100.4 %
行政職給料表		386,079	383,914	100.6
公安職給料表		356,424	352,167	101.2
教育職給料表(二)(ロ)		426,309	425,525	100.2
教育職給料表(三)(イ)		405,413	404,949	100.1
研究職給料表		406,670	400,378	101.6
医療職給料表(一)		825,027	822,127	100.4
医療職給料表(二)		351,047	346,928	101.2
医療職給料表(三)		371,509	376,959	98.6

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,219 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	293	118	123	52
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業, 建設業	22	12	5	5
製 造 業	122	45	52	25
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業,運輸業,郵便業	61	28	22	11
卸 売 業 , 小 売 業	24	13	8	3
金融業,保険業, 不動産業,物品賃貸業	15	8	6	1
教育,学習支援業,医療, 福祉,サービス業	49	12	30	7

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 2 所、調査不能の事業所が 43 所あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、平成 28 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレス方式で比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 619 円 (0.16%) 下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
392,118 円	391,499 円	619 円 (0.16%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレス方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5,938 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,764 人である。

イ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成27年8月から平成28年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.31月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	下半期 (A1)	上半期 (A2)		
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		354,683 円	252,003 円
	上半期 (A2)		357,104 円	253,409 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		749,347 円	449,904 円
	上半期 (B2)		785,724 円	488,850 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$		2.11 月分	1.79 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$		2.20 月分	1.93 月分
	年 間 計		4.31 月分	3.72 月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.20月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成 28 年 10 月 7 日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告（内容抜粋）

ア 平成 28 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告では、月例給について、民間事業所の賃金引上げの動きを反映して民間給与が公務員給与を上回ったため、基本的な給与である俸給を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにより、平成 29 年度以降に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を、本年 4 月に遡及して実施することとしている。また、期末手当及び勤勉手当についても、民間が公務を上回ったため、0.1 月分の引上げを勧告している。

次に、民間給与実態調査により、県内の民間事業所の春季賃金改定動向等をみると、定期昇給を実施した事業所の割合及びベースアップを実施した事業所の割合はいずれも昨年をやや下回っているものの、引き続き民間事業所において賃金引上げの動きがみられる。

また、本年 4 月現在における職員給与と民間給与を比較すると、職員給与が民間給与を 619 円 (0.16%) 下回っている。期末手当及び勤勉手当についても、現行の職員の年間支給月数 (4.20 月) が、民間事業所における賞与等の特別給の支給割合 (4.31 月分) を下回っている。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 給料表等

人事院は、本年、官民給与の較差を解消するため、公務の初任給が民間を下回っている状況等を考慮して、俸給表について、初任給を含む若年層を中心に、全ての号俸で引き上げることとしている。

また、給与制度の総合的見直しに係る経過措置の影響により、この俸給表の改定を行ってもなお残る民間給与との較差を解消するため、本府省の一定の職員にのみ支給される本府省業務調整手当の手当額を本年 4 月に遡及して引き上げることとしている。

この人事院の改定内容を踏まえ、本年の職員給与と民間給与との較差 (619 円) の解消にあたっては、次のとおり改定することが適当と考える。

給料表については、本県職員の初任給が国と同様に民間を下回っている状況にあることから、人事院の改定の考え方に準じることとし、国の改定後の行政職俸給表(一)に基づいて行政職給料表を改定する。

また、国と同様に、本県においても給与制度の総合的見直しに係る経過措置を講じていることから、給料表を改定してもなお残る較差を解消するため、毎年段階的に引き上げることとしている地域手当の一部を、本年 4 月に遡及して改定することとし、県内等の支給割合を 0.04% 引き上げる。

行政職給料表以外の給料表についても、同様に、国に準じて改定を行う必要がある。また、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考にして、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、医療職給料表(一)を国に準じて改定することから、医師に対する初任給調整手当についても国家公務員の取扱いに準じて改定を行うことが適当である。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.20月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.31月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.30月とする必要がある。支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることが適当である。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

なお、本年、人事院は、支給月数の改定にあわせて、再任用職員の勤勉手当の支給額に、勤務実績をより反映し得るように、「優秀」及び「良好(標準)」の成績区分が適用される者の成績率を改めることとしている。本県においては、再任用職員のほか、一般職員の成績率の設定についても、国と同様の見直しを検討する必要がある。

(エ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 扶養手当の見直し

本年、人事院は、民間企業において配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、公務においても配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当について、見直しを勧告した。

具体的には、民間企業における当該手当の見直しの内容を踏まえ、配偶者に係る手当額を、現行の13,000円から、他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額するものである。

また、少子化対策が推進されていることなどに配慮し、子に係る扶養手当を充実させることが適当であるとして、手当額を現行の6,500円から10,000円に引き上げることとされた。

さらに、一定以上の給与水準にある職員については、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という手当の趣旨に鑑み、子以外の扶養親族に係る扶養手当を不支給又は減額することとされた。

これまで、本県の扶養手当は、民間の実態も踏まえながら、国に準じた制度としていることから、人事院の見直しを受けて、本人事委員会としても、扶養手当の在り方について検討を行った。

本県では、近年(平成14年～平成19年)の扶養手当の見直しにおいて、民間の実態等を踏まえ、国に準じて、配偶者に係る手当額を縮小し、子に係る手当額を重視する方向で改定を行ってきたと

ころであり、今回の人事院の見直し内容は、これまでの見直しの方向性に合致するものである。

また、本県では、昨年、「ひろしま未来チャレンジビジョン」を改定し、人口減少への対応を一刻の猶予も許されない喫緊の課題と捉え、少子化対策等に集中的に取り組んでいるところであり、世帯における子に要する経費の実情も踏まえれば、人事院の見直しにあわせて、子に係る手当額の充実を図ることが適当と考える。

一方、配偶者に係る手当をめぐる状況は、県内の民間企業や本県の職員においても、先で述べた国と同様の傾向にあり、また、近年、配偶者に係る手当の見直しを行った事業所における手当額の定め方をみると、過半数が配偶者について特別の取扱いをされていない。これらのことから、配偶者に係る手当額についても見直すことが適当と考える。

具体的には、これまでも手当額は国に準拠してきたことを踏まえ、国と同様に、子については10,000円に引き上げ、配偶者については他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に減額することとし、これにあわせて、配偶者がいない職員に係る扶養手当の増額措置を廃止する。

さらに、一定以上の給与水準にある職員（本年4月に給与制度の見直しを行った行政職給料表の管理職員を除く。）の扶養手当についても、国と同様の取扱いとする。

この改定にあたっては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、国家公務員の取扱いに準じて、別表のとおり段階的に実施することとする。（別表 略）

なお、人事院では、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、税制・社会保障制度や民間企業における見直しの状況に応じ、検討することとされており、引き続き、その動向を注視する必要がある。

（イ）高齢層職員の昇給制度の見直し

50歳台後半層における民間との給与差を踏まえ、国が平成26年から実施している、55歳を超える職員の昇給抑制措置については、多くの都道府県で国に準じた導入が進んでいる。

一方、本県では、勤務成績を昇給に反映させる際の運用等について実態を考慮する必要があることから、これまで導入を見送ってきたところである。

また、本年4月から、本県独自に、新たな職制に対応した等級制度や、管理職員の勤務実績・能力評価を的確に反映した給料表の見直しを実施している。

こうした本県の実情を踏まえ、高齢層職員の給与水準の推移等を注視し、当該措置の導入について引き続き検討する必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の引上げ並びに扶養手当の見直しを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（内容抜粋）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 平成28年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。（別表1から別表5 略）

b 勤勉手当

(a) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ1.05月分）とすること。

(b) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。（別表6 略）

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。（別表7 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.40月分及び1.50月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。（別表8 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.40月分及び1.50月分とすること。

(オ) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年広島県条例第9号。以下「平成28年改正条例」という。）の改正

平成28年改正条例附則第7条第2項の規定による平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における地域手当の支給割合を次のとおりとすること。

a 東京都特別区 100分の19.04

b 広島市及び安芸郡府中町 100分の7.04

c bの地域を除く広島県内の地域 100分の4.04

イ 給与制度をめぐる諸課題の内容

扶養手当を次のとおり改定すること。

- (ア) 配偶者に係る手当の月額を6,500円とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額をいう。以下同じ。）を1人につき10,000円とすること。
- (イ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (ウ) 一定の給与水準にある職員（給与条例第6条第2項に規定する特定管理職員（以下「特定管理職員」という。）を除く。）に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額は、次のa及びbの職員の区分に応じてそれぞれ定めるものとする。こと。
 - a 本庁の部長の職務又はこれに相当する職務にある職員のうち、人事委員会規則で定めるもの1人につき3,500円
 - b 本庁の局長の職務又はこれに相当する職務にある職員のうち、人事委員会規則で定めるもの
不支給

ウ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、2については、平成29年4月1日から実施すること。

(イ) 経過措置等

a 扶養手当の月額等の特例措置

- (a) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額については、次の①及び②の区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

- ① 配偶者に係る手当の月額 10,000円
- ② 子に係る手当の月額 1人につき8,000円

- (b) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額については、次の①及び②の区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

- ① 扶養親族が子である場合の手当の月額 10,000円
- ② 扶養親族が子以外である場合の手当の月額 9,000円

- (c) イの(ウ)のaに掲げる職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額については、次の①及び②の期間の区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

- ① 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 1人につき6,500円（扶養親族が配偶者である場合にあつては10,000円）
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 1人につき6,500円

- (d) イの(ウ)のbに掲げる職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額について

は、次の①から③の期間の区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

- ① 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 1人につき6,500円（扶養親族が配偶者である場合にあつては10,000円）
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 1人につき6,500円
- ③ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間 1人につき3,500円

b 特定管理職員に係る扶養手当の月額に関する特例

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における特定管理職員に係る扶養手当の月額は、給与条例第10条第5項の規定の適用がないものとした場合のイによる改正後の扶養手当の月額（扶養親族たる子が3人以上いる場合にあつては、その額からイによる改正後の扶養手当の月額（以下「改正後の第3子扶養手当額」という。）を減じた額。以下「改正後の経過措置扶養手当基準額」という。）から、平成28年改正条例附則第9条の表の期間の区分に応じた額（改正後の経過措置扶養手当基準額がその額を下回る場合にあつては、改正後の経過措置扶養手当基準額）を減じた額（扶養親族である子が3人以上いる場合にあつては、その額と改正後の第3子扶養手当額との合計額）とすること。

(ウ) その他所要の措置

(イ) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（内容抜粋）

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保

多様で有為な人材を確保するためには、多くの受験者を確保する必要があるが、公務員試験をめぐることは、民間企業の採用拡大の影響などにより、全国的に志望者数が減少傾向にある。

こうした中で、本県においては、専門試験を課さない試験区分である「行政（一般事務B）」区分を実施し、また、女性あるいは技術系職種を対象にした業務説明会を新たに開催するなど、新たな受験者層を掘り起こし、より意欲の強い受験者を確保するための取組を進めてきたところである。

その結果、本年度の大学卒業程度試験の受験者数においては一定の成果が見られたものの、特に技術系職種については引き続き競争倍率が低い水準で推移している状況にある。

こうした状況を踏まえ、各任命権者とも協力し、県の業務内容や県で働く魅力について、一層の情報発信に努め、より効果的な広報活動を実施するとともに、多様で有意な人材が確保できる試験制度の研究・改善を引き続き行い、受験者の確保に取り組む必要がある。

イ 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

地方公務員法を改正する法律（以下「改正地方公務員法」という。）が、平成28年4月から施行され、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した能力や挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとなった。

各任命権者においては、改正地方公務員法を踏まえ、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、

人事評価制度に関する規程等について、所要の充実や改善が図られたところである。

これらの制度を人事管理の基礎として活用していくためには、制度に対する職員の信頼を得つつ、円滑に運用していく必要がある。このため、各任命権者においては、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い能力・実績を重視した人事管理を進めていく必要がある。

ウ 人材の育成

組織の総合力を高めていくため、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者においては、職員に求められる職務遂行能力を明確にし、その職務遂行能力を発揮することができるような人材育成を図ることが必要である。

そのためには、人事評価制度を活用したOJT（日々の仕事を通じての人材育成）、体系的なOff-JT（研修）等により、個々の職員に応じて採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要である。

また、出産や育児、介護等のために一時的に職務から離れ、ある時期においてキャリア形成上必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じて十分に活躍できるよう、必要な業務経験を積むための支援を行うなど、ライフイベントに配慮した人材育成システムの構築が必要である。

エ 女性の活躍の推進

女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要とされる中、昨年9月に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）では、都道府県に対し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行うこと、その状況把握・分析に基づいて、定量的目標や取組内容などを定める事業主行動計画を策定することなどを義務付けている。

本県においても、各任命権者が行動計画を策定し、それぞれ目標を定めたところであり、その達成に向けて、計画的な女性職員の採用・育成や男性の家庭生活への参画促進、育児・介護等をしながら当たり前前にキャリア形成できる仕組みの構築など、男女を問わず働きやすい職場づくりなどを進めていく必要がある。

オ 働き方改革と勤務環境の整備

（ア）時間外勤務の縮減等

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が強化されるとともに、新たに、内部協議資料の作成の基本ルールの設定などの業務改善面での取組も進められている。

昨年度の時間外勤務の状況については、豪雨災害や衆議院選挙の影響もあった平成26年度と比較すると、知事部局及び警察本部ではともに減少しており、平成25年度と比較すると同水準となっている。

また、教育委員会では、教員が子供と向き合う時間を確保することにより学校現場の活性化を図るため、これまでも、業務改善プロジェクト・チームにおいて持続的な業務改善のための仕組み作

りなどの取組が進められており、本年度も教務事務支援員の配置の拡充や校務支援システムの本格稼働に向けた準備など、取組の強化が図られているところであり、文部科学省においても、本年6月に、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」の報告を取りまとめ、学校現場における業務の適正化に向けた取組を実施することとしている。

引き続き、各任命権者は、管理監督者に対して、所掌する事務・事業内容の的確な把握、職員の心身両面の健康への配慮、勤務時間の適正な管理を徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進めるほか、週休日の振替制度の活用などにより、時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、週休日や夏季休暇等と連続して取得するなど、計画的な年次有給休暇の取得ができるよう、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(イ) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、昨年度、新たな特定事業主行動計画を策定し、両立支援の取組を行っているところであるが、男性職員の育児休業の活用が依然として十分とは言えない状況にある。各任命権者は、計画期間内に目標を達成できるよう、さらに取組を強化していく必要がある。

なお、昨年度の人事院勧告を受けて、国において、本年4月から、フレックスタイム制の対象を全ての職員に拡充したところである。このような柔軟な勤務形態の導入により、両立支援の推進や人材確保に資するといった効果が想定されるが、一方で、適正な公務運営について確保することから、本県の実情に配慮しつつ、国の実施状況や他の都道府県の動向を注視しながら、導入について検討する必要がある。

(ウ) 民間労働法制の改正に伴う措置

民間労働法制においては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）等を改正する法律が成立し、来年1月から、事業主は介護休業の分割取得などの措置を講じることとされている。国家公務員においても、人事院勧告等により育児・介護休業法の改正内容に即した措置を講じることとされており、本県においても、育児や介護と仕事の両立がしやすい就業環境の整備を行うため、育児・介護休業法の改正内容に即した措置を導入する必要がある。

また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の改正などにより、来年1月から、妊娠、出産等に関して、上司・同僚による不適切な言動などの就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられるとともに、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアル・ハラスメントにあたり許されないことが明示され、これらの改正は地方公務員にも適用されることとなっている。本県においても、男女雇用機会均等法の内容に即して事業主として講じるべき措置を

行う必要がある。

カ 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、任命権者において解消に向けた種々の取組が行われてきたが、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、引き続き、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて、より一層取り組む必要がある。

キ 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、各種研修や相談体制の充実など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、退職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、こうした精神疾患の一因となり得るパワー・ハラスメントについても、引き続き各任命権者において、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、労働安全衛生法の改正に伴い昨年12月に創設されたストレスチェック制度については、本県でも既に各任命権者において実施されているところである。今後、当該ストレスチェックの実施状況を踏まえつつ、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、結果の有効活用を図っていく必要がある。

ク 高齢期の職員の雇用問題

本年度から年金支給開始年齢が62歳に引き上げられたことにより、本県においても、再任用希望者数が増加している状況にあり、行政職職員についても、1年間全く年金が支給されない年度においてはフルタイム勤務での再任用が始まった。

今後とも、年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、再任用希望者がさらに増加することが想定される中、各任命権者においては、新規採用への影響も考慮しつつ、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していく必要がある。

また、人事院は、本年の報告において、再任用職員の増加や在職期間の長期化等の状況を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととしている。本県における再任用職員の給与についても、このような動きを踏まえながら検討していくことが必要である。

ケ 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ行為の懲戒処分事案は後を絶たず、また、昨年度下期においては税務職員による収賄の懲戒免職処分事案が発生するなど、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすような事案も発生しており、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の徹底だけでなく、自らの弱さを克服するために必要な事項について科学的知見や有識者の意見などに基づいて具体的にまとめた研修資料の作成や、業務のチェック体制の見直しなどの対策を行っているところであるが、引き続き、原因分析の徹底や再発防止策などの検証を行い、対策について必要な見直しを行いながら、不祥事の防止に向けた取組の強化を図る必要がある。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 平成28年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 給料表等

本人事委員会が平成28年10月7日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。（平成28年4月1日適用）

イ 初任給調整手当

報告に基づき医師の初任給調整手当が改正された。（平成28年4月1日適用）

ウ 期末手当及び勤勉手当

報告のとおり改正された。（平成28年4月1日適用）

(2) 扶養手当の見直し

報告を踏まえた検討がなされた結果、改正しないこととされた特定管理職員の手当額を除き、報告のとおり改正された。（平成29年4月1日施行）

審 查 関 係 事 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する審査請求

平成13年（不）第25号～第65号事案（戒告処分取消請求）
平成14年（不）第5号，第6号，第67号～第70号事案（戒告処分取消請求）
平成15年（不）第49号，第50号事案（戒告処分取消請求）
平成17年（不）第4号，第14号，第15号事案（戒告処分取消請求）
平成18年（不）第2号，第3号，第22号～第25号事案（戒告処分取消請求）
平成24年（不）第2号，第3号事案（戒告処分取消請求）
平成25年（不）第3号，第4号事案（戒告処分取消請求）
1 当事者 審査請求人 市町立学校教職員44名 (平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名) (平成15年度入学式分2名・平成16年度卒業式分1名・平成17年度入学式分2名) (平成17年度卒業式分3名・平成18年度入学式分3名・平成23年度卒業式分1名) (平成24年度入学式分1名・平成24年度卒業式分1名・平成25年度入学式分1名)
処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容
(1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日・平成15年5月9日 平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日・平成18年5月12日 平成24年3月29日・平成24年4月27日・平成25年3月28日・平成25年4月26日
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。これまでも同様の行為を行っているもの。
3 不服の理由の要旨
(1) 職務命令は、国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し、憲法、教育基本法の保障する思想及び良心の自由、表現の自由、教育の自由を侵害しているものである。
(2) 職務命令を受けていない。
(3) 地公法第33条違反（信用失墜行為）については処分事由として成立しない。
4 審査の経過
平成13年7月2日 不服申立て（平成13年（不）第25号～第65号事案）
平成13年7月17日 受理
平成14年5月23日，24日 不服申立て（平成14年（不）第5号，第6号事案）
平成14年6月10日 受理
平成14年6月21日 不服申立て（平成14年（不）第67号～第70号事案）
平成14年7月3日 受理
平成15年7月3日 不服申立て（平成15年（不）第49号，第50号事案）
平成15年7月16日 受理
平成16年12月14日 47件を併合
平成17年4月15日 不服申立て（平成17年（不）第4号事案）
平成17年5月16日 不服申立て（平成17年（不）第15号事案）
平成17年5月30日 受理

平成17年6月4日	不服申立て(平成17年(不)第14号事案)
平成17年6月14日	受理
平成17年6月20日	受理
平成18年4月17日	不服申立て(平成18年(不)第2号,第3号事案)
平成18年5月12日	受理,不服申立て(平成18年(不)第22号,第25号事案)
平成18年5月20日	不服申立て(平成18年(不)第23号,第24号事案)
平成18年5月22日	受理
平成18年6月19日	受理
平成24年5月26日	不服申立て(平成24年(不)第2号,第3号事案)
平成24年5月29日	受理
平成24年11月9日	取下げ(1名2件)
平成25年5月19日	不服申立て(平成25年(不)第3号,第4号事案)
平成25年5月31日	受理
平成25年6月20日	取下げ(30名30件)
平成25年7月10日~25日	取下げ(6名6件)
平成25年7月31日	決定(却下)(2名4件)
平成25年9月24日	全事案を併合
平成26年4月5日	取下げ(1名1件)
平成27年5月25日	取下げ(1名1件)
平成29年3月30日	第1回口頭審理
平成29年3月31日現在	口頭審理終結 3名18件係属

5 審査の方法 公開口頭審理, 書面審理

平成28年(不)第1号事案(人事異動取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
 - (1) 処分年月日 平成28年3月16日, 平成28年3月31日
 - (2) 処分内容 異動内示, 配置換
- 3 不服の理由の要旨
 - (1) *へ*から充てる人事はこれまでもなく,「適材適所」とは言い難い降格人事である。
 - (2) *として不適格である理由を示すことなく,通常の勤務状態であったにもかかわらず*職を解任された。*として現場に復帰させるよう強く求める。
 - (3) 教育職給料表から行政職給料表適用により月額給与が減額及び*手当が不支給となるのみならず,退職時に受け取る予定の退職金及び*歳から支給される厚生年金等が減額され,将来の生活設計の変更を余儀なくされる。
- 4 審査の経過

平成28年6月6日	審査請求
平成28年7月14日	受理
平成28年12月9日	審理終了
平成29年2月16日	裁決(却下,棄却)
- 5 審査の方法 書面審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

事案なし

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成28年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成28年度)

申出人の任命権者	件数
知事	0件
教育委員会	1件
警察本部長	0件
受託分	0件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例（昭和41年広島県条例第24号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（平成29年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成28年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭41.10.3	平28.4.5（役員）
広島県教職員組合	法人	昭41.10.3	平29.2.21（役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭41.10.3	平29.3.15（役員）
広島県学校教職員連盟	法人	昭48.1.10	平28.4.26（解散）
全広島教職員組合	法人	平1.12.28	平28.4.8（役員）

職員団体の登録状況（受託分）

（平成29年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成28年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭42.4.6	平28.4.11（役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平16.2.13	平28.11.15（規約・役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平17.2.15	平28.10.19（規約・役員）
世羅町職員労働組合	法人	平18.4.7	平28.6.13（役員） 平28.11.29（役員）
熊野町職員労働組合	非法人	平24.12.10	平28.4.26（役員）
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭50.8.11	平28.5.18（役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲 (県分)

本 庁

平成 29 年 3 月 31 日現在

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 情報戦略総括監 課長 担当課長 減災対策推進担当課長 大学教育振興担当課長 国保県単位化推進担当課長 土砂法指定推進担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任・主事 (秘書課, 人事課の人事, 給与, 服務, 職員団体担当, 業務プロセス改善課の定数管理又は業務プロセスの再構築担当)
会計管理部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事 (会計総務課, 総務事務課) 主幹・主査 (会計総務課の庶務, 予算担当のうち, グループリーダー業務に従事するもの)

機関	職
教育委員会事務局	教育次長 理事 参与 部長 課長 (室長を含む。) 県立学校改革担当課長 人事管理監 職員管理監 教育指導監 校務指導監 社会教育監 経営企画監 全国高等学校総合文化祭推進監 課長代理 課長補佐 主任管理主事 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第 1 係長 給与第 2 係長 給与第 3 係長 文化財保護係長 学校財務係長 教職員定数係長 振興係長 管理係長 主査 (管理部経営企画担当, 総務課 (総務係 (人事又は服務を担当するものに限る。)), 法務係及び秘書係に限る。), 教職員課 (企画調整係を除く。), 学校経営支援課 (教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当), 学びの変革推進課 (人事を担当する者に限る。)), 県立学校改革担当 (人事を担当する者に限る。)) 管理主事 総務係 (人事又は服務を担当する者に限る。), 法務係, 秘書係, 教職員課 (企画調整係を除く。) 教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・事業調整員・主任 (任用, 給与勧告, 公平審査等の事務担当)
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事 (合同総務課)
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事 (合同総務課)
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長 事業所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報センター	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文書館	館長 副館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長 室 長
縮景園	園長 副園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発学校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 主 任管理主事 管理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 知事部局の「政策監」は、政策監のうち、地域政策局並びに総務課、経営企画チーム、雇用労働政策課、観光課及び都市計画課に置かれるものをいう。
- 2 知事部局の「参事」は、参事のうち、総務課（公益法人の指導監督を担当するものを除く。）、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 3 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チーム（地方分権を担当するものを除く。）に置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、業務プロセス改善課に置かれ定数管理又は業務プロセスの再構築を担当するもの並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 4 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、総務課に置かれ、秘書を担当するもののほか時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 5 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

平成 29 年 3 月 31 日現在

郡	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者 部局	教育委員会事務局	保育所 等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長 事務局次長	部長 所長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐(職 員課) 主査(職員課)	会計管理者 室長 主幹	教育部長 教育次 長 課長 主幹			監査委員事務局長 福寿館長 環境セン ター所長 府中南交流センター館長 図 書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H28. 4. 28
	海田町	事務局長 主幹	部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総 務課) 庶務係長(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センター所長 環境セン ター所長 図書館長 公民館長 ふるさ と館長 ひまわりプラザ館長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
	熊野町	局長	部長 次長 参事 課長 調整監 課長補佐(総務 課)	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			老人福祉センター所長 中央地域健康セ ンター所長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
	坂町	事務局長	部長 副部長 課長 人 事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
山県郡	安芸太田 町	事務局長	課長 主幹・課長補佐(総 務課人事及び財政担当) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター課長 福 祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調 理場長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐(総務課) 総務係長 行政管理係長 情報電算係長 財政係長 【支所】支所長 次長	会計管理者 室長	副教育長 課長	保育所 所長 保育園 長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長 大朝保健センター所長 豊平保健福祉総 合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
豊田郡	大崎上島 町	事務局長	課長 課長補佐(総務企画 課) 庶務係長	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	H28. 4. 28
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐(総 務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者	課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセン ター所長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
神石郡	神石高原 町	事務局長	課長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長	H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 課長 参事 (総務課)	H21. 11. 12
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐 (経営管理課) 総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

※注 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

(広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成29年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該当事業所	監督機関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 事 委 員 会
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門校 (広島高等技術専門校を除く) 広島高等技術専門校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎を除く) 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却, 清掃またはと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成 28 年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	20 件	103 件	1 件	124 件
断続的な宿直又は日直勤務業務許可	0	1	1	2
衛生管理者選任報告	5	37	14	56
産業医選任報告	0	4	1	5
ボイラー性能検査	3	2	1	6
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	3	2	0	5
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	0	0	1	1
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	0	0	0	0
クレーンの休止報告	0	0	0	0
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	2	0	0	2
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0